

健全化判断比率等各指標の概要について

○実質赤字比率：一般会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

・算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：本町においては一般会計

実質赤字額：繰上充用額+(支払繰延額+事業繰延額)

標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示し、その自治体の一般的な公共サービスを行うために必要な収入(経費)の大きさを表します

○連結実質赤字比率：全会計に生じている赤字額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

・算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計と公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字額を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計うち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計と公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計うち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

公営企業：本町においては水道事業会計(法適用企業)と公共下水道特別会計(法非適用企業)

特別会計：本町においては国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計

○実質公債費比率：地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

・算定式

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金(*)) -

(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

(*)準元利償還金：次の①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計から公営企業への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められる金額
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる金額
- ④ 債務負担行為にもとづく支出のうち公債費に準ずる金額
- ⑤ 一時借入金の利子

組合等：本町においては北後志消防組合や北しりべし廃棄物処理広域連合など

○将来負担比率：地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

・算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額：次の①から⑧までの合計額

- ① 一般会計の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為にもとづく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ③ 一般会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般財源等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

・算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高) - 解消可能資金不足額

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額